

通達甲（副監. 備. 災. 管）第10号

平成28年6月1日

存 続 期 間

部長、参事官
各 殿
所属 長

副 総 監

警視庁大規模災害対策委員会規程の運用について

このたび、警視庁大規模災害対策委員会規程（平成28年6月1日訓令甲第19号。以下「規程」という。）が制定され、平成28年6月1日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようになされたい。

おって、警視庁大震災対策委員会規程の全部改正について（平成23年9月30日通達甲（副監. 備. 災. 震）第12号）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）をはじめ、大島土砂災害（平成25年10月16日に発生した大雨に伴う土石流等による災害をいう。）、茨城県洪水災害（平成27年9月10日に発生した大雨に伴う鬼怒川の氾濫による洪水災害をいう。）等における被害を教訓とし、東京に甚大な被害を及ぼすことが予想される大規模な災害の発生に備え、あらゆる状況を想定し、主管業務の優先順位、部隊の編成及び運用等について総合的な見地から検討し、もって災害対策の推進を図るため、警視庁大規模災害対策委員会（以下「委員会」という。）が設置されたものである。

第2 運営上の留意事項

1 委員会の運営（第4条関係）

各委員は、幹事会の調査研究の結果を十分に踏まえ、総合的な見地から審議して、警備計画に反映させることができるよう、委員会の効果的な運営に努めるものとする。

2 幹事会の運営（第5条関係）

各幹事は、それぞれ事前に委員会の審議事項に関する必要な検討を行い、その結果を委員会に反映させることができるよう、幹事会の効果的な運営に努めるものとする。

3 対策部会の運営（第6条関係）

各部会員は、最高警備本部を構成する幕僚の所掌事務について、平素から必要な検討を行い、その結果を幹事会に反映させることができるよう、対策部会の効果的な運営に努めるものとする。

4 関係機関との協力体制の確立

委員会の運営に当たっては、東京都をはじめ、東京消防庁、自衛隊等関係機関と緊密な連携を図り、必要な協力体制の確立に努めるものとする。